

令和6年度 部活動に係る活動方針

金ヶ崎町立金ヶ崎中学校

1 部活動の目的

スポーツや文化に親しむ活動を通して、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することを目的とする。

2 令和5年度の部活動

運動部		文化部
軟式野球	男子バドミントン	吹奏楽
男子バスケットボール	女子バドミントン	美術
女子バスケットボール	男子卓球	パソコン
サッカー	女子卓球	
男子バレーボール	剣道	
女子バレーボール	柔道	
男子ソフトテニス	陸上競技	
女子ソフトテニス		

3 活動計画

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (2) 毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し、HPにより公表する。
- (3) 部顧問は、「(各部の) 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会等)」を作成し、必要に応じて更新を行う。
- (4) 部顧問は、「毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等)」を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

4 休養日・活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(1) 休養日

- ① 平日(授業日)は、原則月曜日を休養日とする。
- ② 週当たり2日以上(平日1日以上、休業日1日以上)の休養日を設ける。ただし、休業日に、大会参加等で休養日を設けずに活動した場合は、大会後に休養日を振り替える。
- ③ 定期(中間・期末)テスト及び学習整理テストの実施にともなって、テストが2日間実施の場合は3日前からテストの2日目まで、1日実施の場合はテストの前日と当日を休養日とする。

- ④ 長期休業中の休養日は、上記②に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日では3時間程度とする。
- ② 朝練習は原則行わないが、自主練習として行う場合は、ランニングやロングトーンなど個人で取り組める内容とする。
- ③ 上記①の活動時間には、朝練習や昼練習及び部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）、準備や片付けに必要とされる時間を含む。
- ④ 大会参加や練習試合など、通常とは異なる活動を行う場合は、上記①に定める活動時間の限りではないが、校長に事前に計画を提出し許可を得るとともに、参加する大会等を精査及び、長時間活動した日以降の他の日の活動時間の調整を行う。

5 事故防止及び健康管理

「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。これは、文化部にも適用する。

- (1) 使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全に活動することを指導し、事故の未然防止に努める。
- (2) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。
- (3) 活動前に生徒の健康観察を行い、その状態により見学や早退を指導する。
- (4) 教職員及び教職員外コーチ等指導者による体罰及びハラスメントの根絶を徹底する。

6 部活動への所属

- (1) 部活動への所属は、令和5年度より任意加入とする。
- (2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるため、その所属については生徒の希望を最優先する。ただし、部の適正人数や活動費の情報を提供するなど、より良い選択が行えるよう支援する。
- (3) 新入生に対して部活動見学及び、活動体験を実施する。所属する部活動は、見学・体験後（4月末日前後）に決定する。
- (4) 生徒の所属する部活動の変更については、生徒、保護者、現部活動顧問、変更予定部活動顧問の十分な話し合いの上、柔軟に対応する。
- (5) 学校教育の一環として行う活動であることから、以下の条件を満たさない場合は部活動として認めない。
 - ① 活動目的、活動内容及び活動方法（日時、場所等）が明確であること。
 - ② 活動する生徒が5名以上で、責任者（部長）が明確であること。
 - ③ 1名以上の部活動顧問（教職員）を必要とすること。